

4.6 検証対象ダムの総合的な評価

4.6.1 検証対象ダムの総合的な評価の結果

検証要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii) 検証対象ダムの総合的な評価」(以下、参照)に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

- 1 洪水調節、新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はダム案である。
- 2 また、流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価を行った結果、ハツ場ダムによる利水放流を考慮する場合に最も有利な案は「ダム案」であり、ハツ場ダムによる利水放流を考慮しない場合に最も有利な案は「ガイドライン案」である。
- 3 1及び2の結果を踏まえると、流水の正常な機能の維持の目的について、最も有利な案は「ダム案」である。
- 4 これらの結果を踏まえると、総合的な評価の結果としては、最も有利な案は「ダム案」である。

【参考：検証要領細目より抜粋】

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i)の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。